

ID: 197

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 子育て支援係

処分の概要	受給資格者の認定		
例規名 根拠条項	名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第122号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(受給資格者の認定等)</p> <p>第4条 保護者は、市長に受給資格者の認定申請をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請に基づき、受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第3条の規定による。</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、現に名寄市の区域内に住居を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されている者であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者となっている乳幼児等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている乳幼児等</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等</p> <p>(3) 婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしている乳幼児等</p> <p>(4) 所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族に該当しない又は該当しないと認められる乳幼児等</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和6年10月1日